

議会議案第13号

大飯原発の稼働停止を要請することに関する意見書の
提出について

大飯原発の稼働停止を要請することに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成24年12月20日提出

提出者	鎌倉市議会議員	岡	田	和	則
同	同	上	高	野	一
同	同	上	太	田	治
賛成者	同	上	千		一

大飯原発の稼働停止を要請することに関する意見書

稼働している原発をどのようにしていくのかは、日本の将来にとって極めて重要な課題である。関西電力は7月に大飯原発3号機・4号機を再稼働させた。その理由は、夏の電力不足への対応であったが、実際の電力需給は、原発の再稼働がなくても、国民の節電努力などによって十分に足りていたことが明らかになった。全国的にも原発の稼働なしに電力が足りている状況にある。

また、大飯原発については、活断層の疑いが指摘され、原子力規制委員会による調査が行われたが、現地調査をした4人の専門家のうち1人が活断層の存在を認め、他の3人も活断層の疑いを否定できない、という調査結果が示された。このことを受け、原子力規制委員会は破碎帯の追加調査を決め、現在も続けているが、今もなお、大飯原発3号機・4号機は稼働し続けている状況である。

活断層の存在については、日本原子力発電・敦賀原発や東北電力・東通原発においても指摘されていることから、何よりも予防原則を最優先に考え、大飯原発の稼働を停止した上で調査を行うべきと考えるものである。

よって、政府におかれては、関西電力に対し、原子炉等規制法による勧告を行うなど、大飯原発の稼働停止に向けた措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日

鎌倉市議会